

令和5年度 会津若松市男女共同参画推進状況報告書

- 第5次会津若松市男女共同参画推進プランの推進状況について…P.1～
- 総括について…P.11～
- 各事業概要
 - 1. 第5次会津若松市男女共同参画推進プランに基づく事業 …P.18～
 - 2. 会津若松市男女共同参画推進条例に基づく事業 …P.40

会津若松市 企画調整課 協働・男女参画室

第5次会津若松市男女共同参画推進プランの推進状況について

令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第5次会津若松市男女共同参画推進プラン」においては、基本理念の実現のために3つの基本目標と6つの重点目標を柱に様々な具体的施策に取り組みました。その中でも特に、第5次プランの3つのコンセプト①次代を担う子どもたちへの期待 ②身近な“気づき”を大切に ③女性活躍推進法の視点 に基づき、

①については、子どもたちを核とした意識の広がりにつなげていく「◎1 学校教育での推進」に、

②については、固定的性別役割分担意識の解消などをはじめとする男女共同参画の理解促進のための「◎2 広報・啓発活動、情報の収集と提供」に、

③については、女性活躍推進法の市町村計画の視点も兼ね「◎3 誰もが働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進」とともに、「◎4 政策・方針決定過程における女性の参画の促進」にそれぞれ重点的に取り組んだところです。

令和5年度の推進状況について、「施策の主な指標」及び「主な実施事業の取組検証と今後の方向性」を基本目標毎に報告するとともに、第5次プランの計画期間全体の「総括と今後の取組み」としてまとめています。なお、各部局の取組の事業概要については18ページ以降に掲載しています。

計画の体系（第5次会津若松市男女共同参画推進プラン）

【基本理念】性別にかかわらず、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまちを目指して

基本目標	重点目標	主要施策	具体的施策
Ⅰ 男女共同参画への意識づくり	1 男女共同参画の視点による学習の推進	(1) 学校教育での推進 (2) 生涯学習での推進	1 学校における男女平等教育の推進 2 男女平等意識を育む事業の推進 3 人権教育の推進 4 生きるための性教育の推進 5 講座等の開催による男女共同参画に関する理解促進
	2 男女共同参画への理解促進	(3) 広報・啓発活動 (4) 調査/情報の収集と提供	6 多様な媒体による分かりやすい広報・啓発 7 関連図書等の整備 8 イベント等の開催による啓発 9 関係機関等との連携・協力による啓発 10 各種調査の実施 11 統計資料等の整備
Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり	3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と女性活躍の促進 【女性活躍推進法 市町村推進計画】	(5) 仕事と家庭生活との両立の支援 (6) 誰もが働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進 (7) 男性にととの男女共同参画の推進	12 子育て支援援助活動の支援 13 子育て家庭への各種サービスの充実 14 介護サービス等の充実 15 事業者表彰の実施 16 事業主への意識啓発 17 女性の就職支援 18 農家における家族経営協定の推進と女性農業者の起業支援 19 家事・育児等の講座の開催 20 セミナーの開催や情報提供
	4 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	(8) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進 (9) 女性の人材育成の推進	21 審議会等への女性の参画促進 22 女性人材リストの活用促進 23 女性の人材育成のための講座の開催
	5 地域活動における男女共同参画の環境づくり	(10) 地域活動における推進 (11) 推進活動への支援	24 地域活動への参画促進 25 災害時における男女双方の視点の反映 26 防災分野における女性の参画促進 27 男女共同参画推進活動に係るネットワークの充実 28 男女共同参画推進活動への支援
Ⅲ 人権が侵害されることのない社会環境づくり	6 暴力による人権侵害のない社会環境づくり	(12) DV防止に向けた意識啓発 (13) 相談・支援体制の充実	29 市民への啓発活動の実施 30 女性福祉相談の実施 31 各種相談の実施

◎計画の推進に向けて (1) 市役所の役割

- ①市役所における男女がともに働きやすい職場環境整備
- ②市役所における女性職員登用促進

<基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり>



重点目標1 男女共同参画の視点による学習の推進

◆施策の主な指標

施策 No.	指 標	実 績					R5 目標値
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
1	子ども人生講座の実施校数 (市立小学校) ※私立は参考	市立 17/19 校 私立 1/ 1 校	市立 18/19 校 私立 1/ 1 校	市立 18/19 校 私立 1/ 1 校	市立 17/19 校 私立 1/ 1 校	市立 16/19 校 私立 1/ 1 校	市立 19/19 校 私立 1/1 校
2	男女平等に関する作文コンクール応募者数 (小・中学生の合計) ※部門別応募数 欄外参照	352 人	93 人	185 人	423 人	499 人	350 人
5	男女共同参画に関する出前講座の申し込み数	1 件	1 件	2 件	2 件	2 件	5 件

◆主な実施事業の取組検証と今後の方向性

○ R5 部門別応募数
小学生低学年の部 7 人
小学生高学年の部 56 人
中学生の部 436 人

◎1 学校教育での推進

- 施策No.1 (子ども人生講座) : 私立を含め市内 17 の小学校において、総合的な学習の時間等を利用して「子ども人生講座」を実施することができ、事業の定着が図られています。約 800 名の児童が受講し、男女平等の意識醸成が図られることはもとより、個人の尊重、クラスや家族の協力、将来の夢などについても考える有意義な機会となっているため、引き続き全校での実施に向けて、関係課と連携して取り組んでいきます。
- 施策No.2 (男女平等に関する作文コンクール) : 子どもたちが男女平等や性別にかかわらず自分らしさが出せる社会について、改めて考える機会となるよう、夏休みを募集期間としています。令和 5 年度においては、目標値を大きく上回る 499 人の応募があり、多くの子どもたちへ考える機会を提供することができました。引き続き、入賞作品については、表彰式において発表を行うほか、市のホームページへの掲載や作品集の配布、FM 放送などにより幅広く発信し、意識啓発に役立てていきます。

重点目標2 男女共同参画への理解促進

◆施策の主な指標

施策 No.	指 標	実 績					R5 目標値
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
7	関連図書蔵書数（会津図書館） ※室購入分を含む（カッコ内は年度での整備冊数）	累計 894 冊 (44 冊)	累計 931 冊 (37 冊)	累計 964 冊 (33 冊)	累計 1,038 冊 (74 冊) ※コーナー設置 分は 630 冊	累計 690 冊 (除籍・整理等 により減) ※コーナー設置 分と同数	累計 900 冊
	関連図書の年間貸出件数（会津図書館）	655 件	451 件	682 件	852 件	1,549 件	700 件
10	市民意識調査における、「男女共同参画社会」という言葉の認知度	71.1% (H29 年度)			83.2% (R4 年度)		80.0%

◆主な実施事業の取組検証と今後の方向性

◎2 広報・啓発活動、情報の収集と提供

○「男女共同参画に関する市民意識調査」については、プラン策定前年度（H29 年度及び R4 年度）に実施しており、結果について市ホームページなどで公表しています。

- 施策No.6（多様な媒体による分かりやすい広報・啓発）：市政だよりにおいて、「いま求められる女性デジタル人材」をテーマにジェンダー特集を組み、市内で活躍する女性やデジタル分野を学ぶ高校生・大学生へのインタビューなど、身近な方を取り上げ、興味や関心を持ってもらう工夫を凝らしました。そのほか、FM放送、情報メールやホームページなど、多様な媒体による広報・啓発活動にも取り組みました。今後も取り上げるテーマを工夫したり、情報発信の機会を増やしたりするなど、男女共同参画についての意識啓発や理解促進につながる内容を発信していきます。
- 施策No.7（関連図書等の整備）：会津図書館において、令和5年度も引き続き関連図書の整備を行い、社会の変化に伴う注目されるテーマに合わせ、市民の関心の高そうな図書を選書し、コーナーの拡充を行いました。図書だけでなく、LGBTQ+やジェンダーを題材にした漫画を設置・展示に加えることで、コーナーに関心を向けやすくすることができました。引き続き、図書を充実させていくとともに、チラシの設置や展示の企画などの工夫を凝らし、意識啓発を図ります。



<基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり>

重点目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と女性活躍の促進【女性活躍推進法市町村推進計画】

◆施策の主な指標

施策 No.	指 標	実 績					R5 目標値
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
12	ファミリー・サポート・センター利用件数 (年間延べ件数)	3,144件	2,572件	2,918件	2,718件	4,277件	3,700件
13	保育所待機児童数 (カッコ内 潜在的待機児童数※1) 3/1時点の人数	0人(76人)	0人(61人)	0人(80人)	0人(57人)	0人(86人)	0人(0人)
13	こどもクラブ利用を希望する児童の利用率 (利用人数/利用希望人数) ※5/1時点	99.5%	93.9%	98.7%	98.1%	97.0%	100.0%
15	男女共同参画推進事業者表彰の表彰件数 (カッコ内は年度での表彰件数)	累計39件 (3件)	累計41件 (2件)	累計43件 (2件)	累計45件 (2件)	累計48件 (3件)	累計51件
18	家族経営協定※2の締結件数(累計)	累計60件	累計64件	累計69件	累計74件	累計74件	累計60件

※1 潜在的待機児童 他に入所できる保育施設があるものの、保護者が特定の施設への入所を希望して待機している児童などのこと

※2 家族経営協定 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについての、家族間の十分な話し合いに基づく取り決めのこと

◆主な実施事業の取組検証と今後の方向性

◎3 誰もが働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進

- 施策No.15(男女共同参画推進事業者表彰)：男女がともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組む事業者を新たに3社表彰し、平成16年度に事業を開始してから表彰事業者は累計48社になりました。評価された取組を、市政だよりや各種紙面、ホームページなどに掲載し、広く紹介することにより、他事業者に対する意識醸成に取り組んでいます。表彰事業者が増えてきたことから、受賞した事業所の取組の追跡や最新の取組の周知方法など、市内事業所に優良事例が広まるための取組についても検討していきます。

重点目標4 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

◆施策の主な指標

施策 No.	指 標	実 績					R5 目標値
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
21	市の審議会等における女性委員の割合 (女性委員数/委員総数 ※行政委員会を除く)	25.4% (98/386 人)	29.3% (103/352 人)	31.5% (105/336 人)	28.1% (114/406 人)	29.6% (109/368 人)	30.0%
22	女性人材リストへの登録者数(累計)	42 名	44 名	47 名	32 名	28 名	50 名
23	女性の人材育成関連講座の受講者数 (年間延べ人数)	136 名	108 名	94 名	122 名	113 名	200 名

◆主な実施事業の取組検証と今後の方向性

◎4 政策・方針決定過程における女性の参画の促進

- 施策No.21（審議会等への女性の参画の促進）：審議会等における女性委員の割合を30%以上とすることを目標に、各所属に対し附属機関の実態調査を実施するとともに周知を行い、「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」に沿った適正な運営に努めながら、「会津若松市女性人材リスト」の活用を呼びかけるなど女性委員の登用を促すことができました。しかし、年々女性委員数は増加しているものの目標30%には届いていないことから、引き続き周知を促し、庁内全体で意識して取り組んでいきます。
- 施策No.22-23（女性人材リストの活用促進、女性の人材育成のための講座の開催）：女性の人材育成のための講座の開催においては、働いている女性をメインターゲットとし、職場や家庭、地域等で女性の活躍の場を広げていくための実用的な知識やスキルを身につける内容の講座を実施しました。その中で、受講者へ「女性人材リスト」への登録を呼びかけ、講座で培ったスキルや知識を生かせる場での活動につながるようにしていきましました。しかし、希望する分野での活動につながらなかったこと等を理由に登録を辞退する方もいたことから、引き続き様々な分野への女性人材の参画につながるよう、リストの活用について、全庁で意識して取り組んでいくとともに、リスト登録者の交流会のような機会を設け、情報交換等を行うことで、更に市政に参加したいと思えるよう機運の醸成を図っていきます。

重点目標5 地域活動における男女共同参画の環境づくり

◆施策の主な指標

施策 No.	指 標	実 績					R5 目標値
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
26	市の防災会議における女性委員の割合 (女性委員数/委員総数)	10.4% (5/48 人)	— (設置なし)	12.5% (6/48 人)	12.5% (6/48 人) 開催なし	15.4% (8/52 人)	30.0%
26	防災に関する出前講座の実施件数	39 件	53 件	19 件	24 件	27 件	30 件

◆参考数値

資料： 会津若松市教育委員会学校教育課 及び 会津若松市環境生活課より

項 目	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
P T A会長に占める女性の割合（市立の幼稚園、小・中学校）	10.0% (3/31 人)	10.0% (3/30 人)	10.0% (3/30 人)	6.9% (2/29 人)	10.3% (3/29 人)
町内会長等に占める女性の割合	4.2% (21/506 人)	3.8% (19/506 人)	3.6% (18/506 人)	3.4% (17/507 人)	3.4% (17/502 人)

- 施策No.26（防災分野における女性の参画促進）：避難所運営マニュアルを策定し、避難所運営への女性の参画や女性等への配慮事項を明記しています。防災会議では、委員の委嘱にあたり、女性関係団体に新たに参画を要請し、前年度より2名増員し、女性ならではの意見・提言等が寄せられ、議論が活性化しました。防災計画が多様な課題を捉えた内容となるには、女性委員から多くの意見をいただくことが課題であることから、次期委員選出時においては、防災会議委員の女性構成比30%になるよう取り組みます。

<基本目標Ⅲ 人権が侵害されることのない社会環境づくり>

重点目標6 暴力による人権侵害のない社会環境づくり



◆参考数値

資料：会津若松市女性福祉相談室 及び 会津若松市環境生活課より

項 目	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
市女性福祉相談室における女性相談件数（年間延べ総数）	516 件	528 件	508 件	511 件	550 件
上記のうち、配偶者等からの暴力についての相談件数（年間延べ総数） ○上段：DVを主訴とする相談件数 ○下段：主訴は別だが、DVを含む相談件数	8 件 212 件	5 件 263 件	2 件 142 件	1 件 241 件	12 件 257 件

◆主な実施事業の取組検証と今後の方向性

- 施策No.29-31（市民への啓発活動・女性福祉相談室・各種相談の実施）：11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、キャンペーンを実施し、啓発グッズの配布・啓発活動（旗・チラシの掲示）を行うと共に、シンボルカラーであるパープル系に施設ライトアップを実施することで、市内における意識啓発を図ることができました。期間中に実施したDV防止講演会については、参加者からも好評をいただいております。DV防止に対する意識や理解を深めることができました。引き続き、アンケート結果を参考にしながら、より多くの方に参加していただけるよう、多様な視点からDV防止について考えられる内容の開催に向け、検討していきます。

<計画の推進に向けて ～市役所が率先して行う取組～ >

① 市役所における男女がともに働きやすい職場環境整備

② 市役所における女性職員登用促進

◆施策の主な指標

施策 No.	指 標	実 績					R5 目標値
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
32	1年間の時間外勤務時間数が年間360時間を超えている人数※3	122人 (13.2%)	115人 (12.4%)	125人 (12.9%)	140人 (14.4%)	144人 (15.0%)	10%以下
33	男性職員の育児休業取得率 (当該年度に子どもが生まれた男性職員の取得率)	7.1% (1/14人)	14.3% (3/21人)	33.3% (5/15人)	50.0% (8/16人)	66.7% (12/18人)	10%以上／年
36	女性管理・監督職の割合	16.9% (53/314人)	16.9% (54/320人)	16.9% (54/319人)	18.9% (59/312人)	18.9% (57/301人)	18%以上
36	各所属の経理担当職員に占める女性職員の割合	72.1%	61.0%	57.6%	55.9%	59.4%	50%未満

※3 上限設定に伴いR元年度の時間外勤務時間数より、休日勤務時間を除いて集計しています。

◆参考数値

資料： 会津若松市人事課より

項 目	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
(男性職員) 配偶者の出産休暇取得率	100% (14/14人)	81.0% (17/21人)	80.0% (12/15人)	56.3% (9/16人)	77.8% (14/18人)
(男性職員) 育児参加休暇取得率	50% (7/14人)	61.9% (13/21人)	60.0% (9/15人)	50.0% (8/16人)	72.2% (13/18人)
育児休業既取得可能男性職員の取得率 (当該年度中に育児休業を取得できる(3歳の誕生日を迎えていない子どもがいる)男性職員)	4.2% (2/48人)	5.6% (3/54人)	16.4% (9/55人)	20.4% (10/49人)	27.1% (13/48人)
女性職員の育児休業取得率 (当該年度に新たに取得可能となった(子どもが生まれた)女性職員の取得率)	100% (10/10人)	100% (11/11人)	100% (14/14人)	100% (9/9人)	100% (14/14人)

◆主な実施事業の取組検証と今後の方向性

- 施策No.33（育児休業を取得しやすい環境の整備）：女性職員については全員が育児休業を取得しています。男性職員については、育児休業取得率が増加しており、育児休業を取得しやすい雰囲気が醸成されてきています。
引き続き男性職員が育児休業を取得しやすくするために、職員本人または配偶者が出産予定であることをあらかじめ把握できるように、所属長や人事課への報告方法について手順を決め、事前に報告するよう、周知を図っていきます。

- 施策No.36（女性職員登用の促進）：徐々に管理・監督職に占める女性の割合が高くなっているため、引き続き、能力・資質・意欲に基づく適材適所の配置管理に努めながら、研修機会の充実も図っていきます。

【総括について】

市の男女共同参画推進事業につきましては、「第5次会津若松市男女共同参画推進プラン」に基づき、令和元年度から5年間、36の各種施策を実施してまいりました。令和5年度は第5次プランの最終年度となるため、これまでの総括についてプランの重点目標に沿い、主な施策の総括と今後の取組を明記します。

<基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり>

重点目標1 男女共同参画の視点による学習の推進

- ◆ 人権や男女平等といった普遍的な価値観の理解には、人格や価値観、人生観などが形成される子どもの時期の教育が重要です。これまで、小学校5・6年生を対象とした「子ども人生講座」や、市内小中学生を対象とした「男女平等に関する作文コンクール」に力を入れて実施してきました。

毎年、子ども人生講座については、市内の多くの小学校（令和5年度は20校中17校）で実施することができ、作文コンクールについても、令和5年度の目標値350人を超える（令和5年度は499人）応募があり、次代を担う子どもたちの意識や関心の高まりが感じられます。

引き続き、子どもたちへの意識づくりの取組を通し、保護者などの身近な大人への意識の広がりや男女共同参画が「当たり前」といえる未来につながるよう、次代を担う子どもたちを核とする取組に重点をおいて進めていきます。

- ◆ 次代を担う子どもたちのみならず、大人も含めより多くの人に男女共同参画の考え方を理解していただくため、町内会に対して周知を行い、SDGsとの関連性や昨今関心が高まってきているSOGI（性的指向及びジェンダーアイデンティティ）など、身近な話題や課題を踏まえた出前講座等により学習機会の充実を図っていきます。

重点目標2 男女共同参画への理解促進

◆ 市ホームページや情報メールマガジンの配信、情報誌や市政だよりなど、多様な媒体による広報・啓発の効果もあり、平成29年度の調査時には71.1%だった「男女共同参画社会」という言葉の認知度は、令和4年度の調査時には、83.2%と12.1ポイント増加しました。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方」も、平成29年度の調査時には59.6%だった反対派が、令和4年度には73.3%と、13.7ポイントも増加しました。これらのことから、「男女共同参画」の知識や重要性、必要性の理解が以前より深まったと言えます。

しかし、「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことはあっても、言葉の意味まで知っているという割合は約6割です。このことは、「セクシュアル・マイノリティ」や「LGBT」といった、性自認や性的指向などの理由により困難な状況に置かれている方々を表す言葉への認知度とほぼ同様の傾向です。第6次市男女共同参画推進プランでは、新たな視点として、「多様なSOGIへの理解増進」を加え、多様な方々への配慮や人権の尊重につながる啓発に努めていきます。

◆ 令和4年度に「男女共同参画に関する意識調査」を実施し、男女の地位の平等感、生き方、職業観や結婚観、介護や防災についてなど、多岐にわたり市民の意識や生活実態について現状を把握することができ、市民団体からも分析や考察について意見を収集することができました。時代に沿った施策展開ができるよう、こうした定期的な調査や情報収集を継続していきます。

<基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり>

重点目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と女性活躍の促進【女性活躍推進法市町村推進計画】

◆ 女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、依然として、女性が育児や介護を担う割合が大きく、男性と比較して女性が生涯にわたる就業を継続しにくい環境があります。

◆ 地域の活力と豊かさが実感できる社会づくりに向けて、行政や事業者、地域で活動する団体等さまざまな場において多様な視点や新たな発想を取り入れていくこと、多様な人材の能力を生かしていくことが重要です。また、「仕事と家庭生活を両立したい」と考えていても、実生活では仕事優先や家庭優先になり、希望どおりに過ごせていないという現状もあります。

男女がともに働きやすい職場環境を整備していくためには、事業者や個々の就業者が仕事中心のライフスタイルの見直しや長時間労働の抑制に取り組んでいくことが重要であるため、ワーク・ライフ・バランスや女性管理職登用等に積極的に取り組む事業者を増やすことを目的に「男女共同参画推進事業者表彰」を実施しています。これまで、計48社の事業者を表彰しており、性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりの取組の普及が図られていますが、令和4年度に事業所に対し実施した調査の中で、女性活躍、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を推進する場合の市に対する望ましい支援として、「成果をあげている企業の具体的な取組事例の紹介」が要望として最も多くの要望がありました。今後も表彰事業を継続するとともに、受賞した事業所の取組の追跡や最新の取組の周知方法など、更に市内事業所に優良事例が広まるための取組についても検討することで、男女がともに仕事、家庭生活、地域活動などにバランス良く参画できる環境づくりに努めていきます。また、ファミリー・サポート・センター事業や多様な保育サービスの提供、こどもクラブ等の充実に継続して取り組み、ニーズに応じた各種支援に努めていきます。

◆ 令和4年度に市民に対し実施した調査より、家庭生活での役割分担について、男性の担う役割は多くなっているものの、依然として、女性が担う役割が圧倒的に多いことから、男性の家事・育児への参画意識の醸成やスキル習得につながるよう、男性も参加しやすい工夫に努めながら講座等を開催していきます。

重点目標4 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

◆ 市政の各分野における意思決定の場である市の審議会等における女性委員の割合については、令和3年度に目標値である30%を一時的に達成したものの、依然として目標値の30%に届かない状況です。また、市民に対し実施した調査の中でも、「政治の場」「社会全体」「習慣・しきたり」「職場」の順に、男性優位と感じている人が多く、政策や方針を決定する過程への女性の参画が少ないため、依然女性の視点が反映されにくい現状です。引き続き女性人材リストの積極的な活用や、「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」などの周知徹底を図り、各審議会でも女性の視点がしっかりと反映されるよう全庁的に意識を持って取り組んでいきます。

◆ 様々な課題解決に向け、主体的に考え行動できる力を身につけることを目的として、「働き女子のためのワーク・ライフデザイン講座」などのエンパワーメント講座を実施し、意識啓発やスキルアップを取り入れた学習の機会を提供することができました。また、受講後のアンケートでは、ほとんどの方が「課題解決に向けて主体的に考えて行動するための知識・スキル、自信を身につけることができた」と回答をしており、講座受講の満足度の高さが見受けられました。

一方で、参加者数が少ないことが課題であるため、引き続き、ホームページ、SNSなど様々な広報手段を活用するほか、女性人材リストに登録されている方や男女共同参画推進事業者表彰受賞者等へ周知を図りながら、多様なニーズや時代に合わせた講座とすることで、参加者の増加に取り組んでいきます。

重点目標5 地域活動における男女共同参画の環境づくり

- ◆ 令和4年度に町内会に対し実施した調査の中で、役員に就任されている方の人数は、女性よりも男性の人数が圧倒的に多い結果となり、また、市民向けの意識調査の中でも、「習慣・しきたり」や「自治会や地域活動」について、男性優位と感じている人が多く、女性の視点が入りづらい現状です。男女双方の参画意識を高め、活動する団体等の役員に占める女性の割合を高められるよう、広報物による啓発に取り組んでいきます。
- ◆ 防災分野における男女共同参画については、避難所運営への女性の参画についての方針や枠組みの整理をし、指定避難所への備蓄や感染症対策の整備について、計画的に実施できました。また、防災会議では、委員の委嘱にあたり、女性関係団体に新たに参画を要請し、前期より2名増えたことで、女性ならではの意見・提言等が寄せられ、議論が活性化しました。防災計画が多様な課題を捉えた内容となるには、女性委員から多くの意見をいただくことが課題であることから、次期委員選出時においては、防災会議委員の女性構成比30%になるよう取り組みます。
- ◆ 推進市民団体等による主体的な地域活動を推進していくため、各種啓発活動の実施や研修等へ参加する際に「男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金」を活用した財政的支援を行っており、特に学習会や会議等への研修参加を促進することができました。コロナウイルス感染症まん延防止のため、学習会や会議、啓発活動等が縮小された期間もあり、補助金があまり活用されなかった状況が今も続いているため、本補助金制度の周知を更に力を入れ、各団体への活用を促していきます。
- ◆ 市民団体間のネットワークを形成し、情報交換等により学びの機会や実践活動に向けた課題の共有を図ることができました。男女共同参画社会づくりにおいて、地域で自ら活動する市民団体と行政がともに取り組んでいくことでより効果があることから、引き続き啓発活動や実践活動を推進していきます。

<基本目標Ⅲ 人権が侵害されることのない社会環境づくり>

重点目標6 暴力による人権侵害のない社会環境づくり

- ◆ DV（配偶者等からの暴力）に対する正しい理解と防止に向けた啓発のため、国が作成した広報物の公共施設への配置や市政だよりへの掲載、講演会やキャンペーンなどを実施したほか、女性福祉相談室による相談や人権等各種相談会も設けています。啓発活動の継続に伴い、相談が寄せられており、相談しやすい環境づくりを進めることができます。今後も様々な広報物を活用しながら引き続き相談窓口の周知や、DV防止に向けた啓発活動を実施していきます。

- ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大により顕在化した「生理の貧困」問題に対し、福島県男女共生センターと連携し、生理用品の無償配布を行いました。しかし、生理用品の入手をためらう背景に経済的な状況の他にも、生理のことを周りに言いづらく、隠したいと思うことも理由にあげられています。

こうした課題を解決するには、当事者である女性のみならず、全員でリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）を理解していく必要があることから、理解促進を図っていきます。

市役所の役割

- ◆ 男性職員の育児休業取得率が増加しており、育児休業を取得しやすい雰囲気醸成されてきています。更なる取得率の向上のため、周知を図っていきます。
- ◆ 各所属に配置している男女共同参画推進員や新規採用職員等を対象に、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施し、男女共同参画の視点が反映されるような意識づくりにつながりました。市として、男女共同参画推進に取り組むためには、引き続き男女共同参画の視点を各所属それぞれが主体的に各施策に反映させるとともに、職員が性別にとらわれることなく、市民のための仕事に関われることに自信と誇りを持ち、活躍していくことができるよう、意識啓発や実態に即した取組の実施を図っていきます。
- ◆ 管理監督職への女性登用について、2割弱の現状ながら年々増加しています。一方で、女性職員の中には、管理監督職になることを望まない職員も一定数いるため、そうした職員に対してキャリアを描くための働きかけも検討しつつ、能力や資質、意欲に基づく適材適所の人事配置を行っていきます。

今後について

令和5年度をもって「第5次会津若松市男女共同参画推進プラン」の計画期間は満了しました。これまでの総括を踏まえ新たに策定した「第6次会津若松市男女共同参画推進プラン」では、男女の不平等感を解消し、女性が生き生きと活躍できる「誰もが、住んでよかった、住み続けたいと思えるような魅力ある会津若松市」を目指し、「仕事と生活の調和を図るための環境の整備」「女性の能力発揮・人材育成」「男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進」に重点を置き、「多様なSOGIへの理解増進」を新たな視点として加えました。今後も引き続き、プランに掲げる基本理念の実現にむけ、男女共同参画への意識づくりや社会環境づくりを推進していきます。

1. 第5次会津若松市男女共同参画推進プランに基づく事業

基本目標 I	男女共同参画への意識づくり
重点目標 1	男女共同参画の視点による学習の推進

主要施策（1）学校教育での推進

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
1	学校における男女平等教育の推進	■「子ども人生講座」の実施	○テーマ：「子ども人生講座～男女平等を考える～」 実施にあたり、協働・男女参画室において各学校や外部講師との調整・実施、学校教育課において学校現場とのコーディネートを行った。 ・対象：小学校5年生又は6年生（基本各クラスごと） ・講師：外部講師3名 ・実施校：市内小学校17校 ・授業数：延べ29回	191	○前年度に比べ、実施校が1校減ったものの、多くの児童に学習の機会を提供することができた。 ○小学5・6年生という男女の意識が芽生える時期に実施することで、男女平等の考え方を切り口に、個人の尊重、クラスや家族の協力、将来の夢なども含めて、多様性を尊重することの大切さについて幅広い視点から考える有意義な機会となっている。 ○特に、令和5年度においては、内容を一部変更し、講座内に新たな設問を加えたことで、児童に、性別らしさというものはなく、それぞれらしさというものがあることを伝える契機になっている。	○引き続き全小学校へ積極的な声かけをし、全校での実施につなげていきたい。 ○講座内容については、時代の変化や多様なニーズを捉えながら毎年度見直しを行い、より効果的な意識啓発が図られる内容へのアップデートを図っていく。	協働・男女参画室・学校教育課
2	男女平等意識を育む事業の推進	■男女平等に関する作文コンクールの実施	○対象：市内の小中学生 ○応募者数：計499名（小学生低学年の部7名、小学生高学年の部56名、中学生の部436名） ○賞：選考により優れた作品9点が入選（最優秀賞4点、優秀賞5点） ○表彰式：令和6年1月20日に開催した表彰式にて賞状を授与、最優秀賞受賞者による作文朗読を行った。 ○市内小中学校や関係機関等に「男女平等に関する作文コンクール小中学生入選作品集」を配布し、男女平等についての意識高揚を図った。また、受賞作品のホームページ掲載、受賞者による作文朗読のFM放送も実施し、多様な媒体での広報を行った。 ○市小中学校長会において、積極的な応募について協力を依頼した。	137	○令和5年度は、過去最多の499件の応募数となっており、子どもたちや学校における意識や関心が高まっているものと思われる。 ○市政だより、ホームページ、FM放送といった幅広い媒体で優秀作品を広報することで、多くの方に意識啓発を図ることができた。	○今後も作文を通して子どもたちの意識醸成を図ることはもとより、子どもたちの作品を通して、大人への意識の広がりにもつながるよう、多様な手段による広報を実施していく。	協働・男女参画室・学校教育課
3	人権教育の推進	■人権教育全体計画の策定による人権教育の推進	○各小中学校において、教育計画の中に人権教育全体計画を位置づけ、各教科や特別の教科道徳、特別活動等を中心に、教育活動全体を通じて人権教育を推進している。	-	○教育計画の中に人権教育全体計画を位置づけることで、教科横断的な取組として推進することができた。	○人権教育の内容をより深化させるため、外部人材の積極的活用及び教職員対象の人権教育に関わる研修等を充実していくことなどを研究していく必要がある。	学校教育課

4	生きるための性教育の推進	■性教育全体計画の策定による人権教育の推進 ■実践事例集の活用	○各小・中学校において、性教育全体計画・人権教育全体計画をもとに、体育・保健体育や道徳等を要として各教科・特別活動との関連を図り、発育・発達に応じて指導方法を工夫し、学習を実施した。	-	○各学校の実態に応じた性教育全体計画・人権教育全体計画をもとに、各教科・特別活動との関連を図りながら、発育・発達の段階を考慮しながら指導方法を工夫して実施できた。	○今後も引き続き性教育全体計画・人権教育全体計画を見直し児童生徒の実態を捉え、発育発達に応じた学習を推進していく。	学校教育課
---	--------------	------------------------------------	---	---	---	---	-------

主要施策（２）生涯教育での推進

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
5	講座等の開催による男女共同参画に関する理解促進	■出前講座の実施	○テーマ：「身近なテーマから男女共同参画を考えよう～自分らしく輝ける社会へ～」 内容：ジェンダーや家事・育児時間等男女共同参画白書掲載のデータ、また、仕事・家庭・地域などといったテーマから、時事問題や最近の話題までを例示し、身近に存在する意識や問題であることを示しながら実施した。 実施回数：2回	0	○令和5年度においては、企業と市民団体からの応募であり、それぞれ「他企業の生産性を高める取組を知りたい」や「次期プラン策定の考えを知りたい」などの要望を伴う申込であった。出前講座当日は、それぞれの意向に沿う形で講座を実施することができた。	○第6次市男女共同参画推進プランの中で、指標として掲げるR10年度の目標値は5件であるため、目標値に近づけるため、市内の学校や町内会に対してなど、出前講座の周知等、申込数を増やしていくための工夫をしていく。	協働・男女参画室

重点目標 2	男女共同参画への理解促進
主要施策（3）広報・啓発活動	

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
6	多様な媒体による分かりやすい広報・啓発	■男女共同参画情報紙「ぱーとなー」の発行・市政だより特集ページによる広報の実施	○市政だよりで男女共同参画に関する特集ページを掲載して、市民の意識啓発を図った。 （紙面内容：「【ジェンダー特集】いま、求められる女性デジタル人材」、市内で活躍する女性やデジタル分野を学ぶ高校生や大学生へのインタビュー、会津大学の女子学生向けの支援・取組や男女共同参画推進事業者表彰者紹介、男女平等に関する作文コンクール受賞者、子ども人生講座の紹介など）	-	○理工系分野における男女比率の実態から、女性が理工系分野で活躍できる環境を整えることの重要性を伝えることができた。 ○また、市内で取組を進めている社会人や大学、現在デジタル分野を学んでいる学生を紹介することで、これから理工系分野への進学や就職を考える人の後押しになったのではないかと推測できる。	○今後もテーマ等を工夫しながら、男女共同参画についての理解促進・普及啓発につながる内容を検討していく。	協働・男女参画室
		■市ホームページ（男女共同参画ページ）の充実、情報メールの配信	○情報メール配信サービス「あいべあ」を利用し、男女共同参画情報メールマガジンを配信した。 （各種事業・募集のお知らせなど） 【配信回数】 13回 ○男女共同参画ページにおいて、情報メール送信に合わせて内容を更新したり、男女共同参画に関する事業の募集や内容の掲載をした。 【表示回数】 1,269 【セッション】 1,031 ※令和5年度から集計方法が変わりました。	-	○メールマガジン登録者（約500名）に対し、市はもちろん、国や市内市民団体の男女共同参画推進事業や各種講演会・募集ごとなど、よりいっそう周知を図ることができた。	○今後も、事業や各種講演会・募集などをこまめに配信していくと共に、ホームページと連動した広報活動を行い、より多くの人に周知を図っていく。	協働・男女参画室
7	関連図書等の整備	■会津図書館「男女共同参画コーナー」の整備	○男女共同参画週間や国際女性デーに合わせて、テーマに合わせた本の紹介やミニ展示を行った。	-	○男女共同参画週間では、性別による思い込みや差別、家事・育児や性に関する図書、国際女性デーでは、女性活躍や女性リーダーに関する図書など、テーマに合わせた図書を紹介することができた。	○今後も啓発週間等に合わせたミニ展示などを通じて、男女共同参画の意識啓発が図れるよう努めていく。	協働・男女参画室
		■関連図書やDVD等視聴覚資料の充実 ■展示コーナーにおける関連図書やイベントの紹介	○会津図書館内において男女共同参画コーナーを常設しており、関連図書の整備と関係課のイベント情報等のチラシ設置を行った。 ・整備冊数 36冊 【内訳】 購入冊数 32冊 寄贈冊数 4冊 ○男女共同参画週間や国際女性デーに合わせてミニ展示を行った 【展示期間】 ・男女共同参画週間：令和5年6月1日（木）から29日（木）まで ・国際女性デー：令和6年3月1日（金）から31日（日）まで	45	○社会の変化によって注目されるテーマも変化することから、市民の関心が高いと思われる図書を選書し、コーナーに設置した。図書だけでなく、LGBTQ+やジェンダーを題材にした漫画を設置することで、男女共同参画コーナーに関心を向けるきっかけ作りとなった。	○引き続き図書を整備し、関連するチラシ等も設置することで、常設の男女共同参画コーナーを充実させていく。また、啓発の機会をとらえながら、関係課と協力し展示を行う。	生涯学習総合センター

8	イベント等の開催による啓発	■男女共同参画都市宣言記念事業の実施	○令和5年度は実施なし	-	-	-	協働・男女参画室
9	関係機関等との連携・協力による啓発	■県男女共生センターとの連携・協力	○男女共同参画社会の実現に関わる様々な活動を自主的に行っている、もしくは、男女共同参画に関心のある市民及び市民団体により構成する男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議より、身近な言葉遣いから男女共同参画活動を考えていきたいという要望があったことから、福島県男女共生センター講師派遣事業を活用し、「言葉遣いから始める男女共同参画」というテーマで講演を依頼した。	-	○参加者からは、「普段から何気なく使っている言葉や表現に性別を強調するものがあることに気付いた」「身近なところから表現や行動について自らを正し、社会の意識を変えていくことが今後の活動に大きく生かしていく問題ではないか。」などの感想が上がり、気づきの多い学びの場になったことが伺えた。 ○講演をネットワーク加入団体会議構成員のみで聞いたことから、こうした気づきをより多くの市民に伝えたいと意欲が高まり、ネットワークが主催となるイベントの開催を考える契機となった。	○今後とも県男女共生センターとの連携をより深め、地域活動や事業者たちへの啓発機会となるように努めたい。	協働・男女参画室
		■男女共同参画週間の周知	○市政だより、FM放送、ホームページで周知した。 ○会津図書館において、週間に合わせた関連図書のミニ展示を行った。	0	○様々な媒体で情報発信を行い、広く周知することができた。	○今後も市政だより、ホームページ等の様々な媒体による周知を継続していくとともに、より良い周知・啓発のあり方を検討していく。	協働・男女参画室

主要施策（4）調査・情報の収集と提供

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
10	各種調査の実施	■市民意識調査の実施	○令和4年度に、第5次会津若松市男女共同参画推進プランに代わる新たなプラン策定のための基礎資料とするために実施した意識調査結果を、各支所・各公民館への配置やホームページへの掲載などにより周知を行った。	0	○令和5年度において策定した第6次会津若松市男女共同参画推進プランにおいて、意識調査の結果を反映させ、重点的な取組や施策の設定に生かすことができた。	○調査結果については、市の施策の方向性等の参考とするとともに、出前講座等の機会に積極的に活用していく。	協働・男女参画室
11	統計資料等の整備	■男女共同参画データ収集、整備	○随時、情報収集を行い、男女共同参画データの更新を行った。 ○出前講座や庁内での研修会等の機会に、積極的に活用することができた。	0	○随時、情報収集・データの更新を行い、出前講座や庁内での研修会等の機会に、スライドの資料にするなど、男女共同参画の意識啓発の一環としてデータを活用することができた。	○社会情勢の変化に対応していくため、今後も情報収集に努めていく。 ○収集・整備したデータについては、男女共同参画情報メールで配信するなどして、男女共同参画に関心を持ってもらえるような活用の仕方を研究していく。	協働・男女参画室

基本目標Ⅱ	男女共同参画の社会環境づくり
重点目標3	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と女性活躍の促進 【女性活躍推進法市町村推進計画】

主要施策（5）仕事と家庭生活との両立の支援

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
12	子育て支援 援助活動の 支援	■ファミリー・サポート・センター事業の実施	○個々のニーズに柔軟に対応するため、子育ての支援を受けたい人と援助を行いたい人の連絡や調整等を行う子育て援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）を実施した。 【会員数】807人 （内訳） ・サポート会員 112人 ・お願い会員 675人 ・両方会員 20人 【活動内容及び利用件数】 子どもの一時預かり、保育施設等への送迎 4,277件 うち、 （病児・緊急対応 0件） （緊急時の預かり等 9件） （病児・緊急時伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等間の送迎 1件） （ひとり親家庭等への利用料助成 3,038件） （その他の一時預かり、保育施設等への送迎等 1,229件）	10,171	○保育施設等への送迎や子どもの預かり等、従来の保育サービスでは対応できないニーズに対し、住民参加での子育て支援を実現することができた。 ○利用件数は4,000件を超え、昨年度の約1.5倍となった。市民からの需要は高く、特に後述の利用料助成対象世帯の利用が多い。 ○ひとり親家庭等（生活保護受給世帯、非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、ダブルケア世帯、障がい児のいる世帯、多胎児のいる世帯）に対し、利用料の半額助成を行っており、費用面等から利用に消極的だった層のサービス利用に寄与することができた。中でも、障がい児のいる世帯の利用が多く、送迎等の子育て負担の軽減に寄与することができた。	○サポート会員数の伸び悩みが見られるため、サポート会員の増加のための取組が必要である。市政だよりや市ホームページでの周知徹底のほか、地域子育て支援拠点において、サポート会員登録の呼びかけや、子育てを終えたお願い会員への呼びかけ等を行い、サポート会員の増加を図る。 ○就労形態や就労時間の多様化に対応するため、会員登録やマッチング、説明会等、平日だけではなく、休日にも対応できるよう事務所に職員を配置し、利便性の向上を図る。また、事務所に来ることが困難な世帯については、家庭訪問等により柔軟に対応していく。	こども家庭課
13	子育て家庭への各種サービスの充実	■各種保育サービスの提供	【特別保育事業、幼児クラブ（児童館運営事業）、乳幼児健康支援一時預かり事業】 ○認可保育所など28ヶ所に地域子育て支援センターを設置し、育児相談や遊びの場の提供、地域の子育て中の仲間作りを図った。 ○満1歳から小学校就学前までの幼児とその保護者を対象に、毎週月・水・金の午前中に幼児クラブを開催し、子育ての不安や悩みに対する助言やクラブ員同士の情報交換を行い、ストレスの解消を図った。 ○仕事と子育ての両立のため、通常保育のほかに延長保育、休日保育、障がい児保育、一時預かり事業や病児保育など多様な働き方やニーズに対応した保育サービスを実施した。	501,005	○女性の就業率の上昇に伴い、高まり続ける保育ニーズに対し、通常保育に加え、保育所、認定こども園や児童館を中心に良質かつ多様な保育サービスを提供したことで、保護者の仕事と子育ての両立を援助することができた。	○少子化の進行に留意しつつも、引き続き子どもや保護者が心身共に健康な生活が送れるよう、子育て家庭の負担軽減のための各種保育サービスの提供や、保育所・認定こども園及び、地域子育て支援施設を拠点とした多様な子育て支援の体制を推進していく。	こども保育課

14	介護サービス等の充実	■地域包括支援センター事業	○市内7カ所の地域包括支援センターにおいて、圏域内の高齢者に対する、①総合相談、②権利擁護事業、③包括的継続的ケアマネジメント事業、④地域のネットワーク構築事業等を実施した。	158,702	○地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として、圏域内の高齢者や家族からの相談に対応し、支援を行うことができた。	○高齢化社会の進行や認知症対策などの喫緊の課題、さらには高齢者に関する多様なニーズに応えるため、引き続き地域包括支援センターによる相談・支援を行っていく。	高齢福祉課
		■一般介護予防事業	○すべての高齢者を対象として、地域の団体に講師を派遣する介護予防講座や、地域包括支援センターや介護サービス事業所等による介護予防教室を開催し、介護予防に関する正しい知識の普及啓発を図った。また、地域の団体が行う介護予防の活動に対する専門職の派遣や、活動のサポートを行うボランティアの育成を行った。	9,593	○新型コロナウイルス感染症に留意しながら、介護予防に関する普及啓発を図ることができた。また、市民ボランティアの育成・派遣など、地域の活動を支援することができた。	○地域住民による自主的な活動が継続されるよう、引き続き介護予防に関する普及啓発や活動の支援を行っていく。	高齢福祉課

主要施策（6）誰もが働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
15	事業者表彰の実施	■男女共同参画推進事業者表彰の実施	○男女がともに働きやすい環境づくりなど、下記のような取組に積極的な市内事業者を表彰し、市政だよりやホームページで公表することで、他事業者への波及効果を促すことができた。 ①男女がともに働きやすい環境づくり ②ポジティブ・アクション（女性従業員の能力活用や職域拡大、管理職への登用促進など） ③仕事と家庭生活の両立しやすい職場づくり（ワーク・ライフ・バランス） ④その他、独自の取組 ○事業所292社へチラシ送付、また会津若松商工会議所や商工会等の窓口でチラシ配置を依頼。結果3事業者より応募があった。市男女共同参画審議会の中で厳正な書類審査を行い、令和5年度は下記の3事業者を表彰。（これまでに累計48社表彰） ◆株式会社 保志 ◆株式会社 トコム ◆株式会社 アクーズ会津	43	○今回応募のあった3社は、性別に関係なく働きやすい職場環境づくりへの積極的な取組など、男女共同参画に対する事業者自身の関心の高さがうかがえた。 ○また、着実に表彰事業者が増え、事業者間で男女がともに働きやすい環境づくりや女性活躍への理解が広がり、企業価値の向上にもつながっていると考えられる。 ○会津大学開学30周年記念事業へも、3社の取組をパネルにして出展し、意識啓発を図った。	○受賞した事業者のその後の取組などの実態が把握しきれていないことから、引き続きフォローアップセミナーの取組を通じて、働きやすい環境づくりの継続や更なる発展が図られるよう支援していく。 ○また、男女共同参画に関する事業所の実態・意識調査において、ワーク・ライフ・バランスの取組が成功している事業者の具体的な事例が知りたいという要望も多かったことから、受賞した事業者の優良事例を更に市民に広く周知する方法について検討し、他事業者への取組の普及や応募数の増加を図っていく。	協働・男女参画室・商工課

16	事業主への意識啓発	■企業等に対し、様々な機会を通じて各種制度等に関する情報提供活動を実施	○福島労働局、福島県男女共生センター等との連携により、当該団体が作成した各種関連ポスター・パンフレットにより情報提供を実施した。 ＜パンフレット等の設置場所＞ 各市民センター、商工課内、勤労者福祉サービスセンター（あしすと）、會津稽古堂など ○ハローワーク、会津地方振興局とともに、地域経済団体等を訪問し、雇用要請活動を実施。その中で、ワーク・ライフ・バランスの推進についても働きかけを行った。 ○市のホームページにおいて、国や県の助成制度をまとめたページを作成し経済団体等に周知を行った。	0	○経済団体に効果的な要請を行うことができた。 ○関係団体と連携し情報提供・周知活動を行うことができた。	○引き続き関係機関と連携し、要請活動などの事業を実施していく。	商工課 ・ 協働・男女 参画室
		■市入札参加資格登録業者に対し「男女共同参画推進状況報告書」の提出依頼	○契約検査課との連携により、市入札参加資格登録業者に対して入札参加資格審査（新規・更新）の際に「男女共同参画推進状況報告書」の提出を依頼し、市と関わりのある事業者の推進状況を把握するとともに、男女共同参画に対する意識啓発を図った。	0	○提出を通じて男女共同参画の推進状況の把握や意識啓発に寄与することができた。	○今後も引き続き提出を促すことを通じて、状況の把握や意識啓発をはかっている。	協働・男女 参画室 ・ 契約検査課
		■工事入札の総合評価方式の評価項目として、「男女共同参画の推進」を設定	○工事の制限付一般競争入札の総合評価方式において、「企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価」の評価項目のひとつとして「男女共同参画の推進」を設定し、会津若松市男女共同参画推進事業者表彰の受賞実績がある場合や、会津若松市男女共同参画推進条例第6条（事業主の責務）に基づいた男女共同参画の取組がある場合に評価点を加点することとし、入札参加者（事業主）に対して意識啓発を図った。	0	○総合評価方式において、評価点の加点対象とすることで、建設業の事業者に対して男女共同参画の取組を推進する効果が得られたものとする。 ○平成29年度からは、新たに男女共同参画推進事業者表彰の受賞実績を加点対象としており、受賞意欲を高める効果が得られるものとする。	○今後も引き続き加点対象とすることを通じて、意識啓発を図っていく。	契約検査課
17	女性の就職支援	■求職女性に対し、様々な機会を通じて各種制度等に関する情報提供活動を実施	○福島県男女共生センターの女性就業援助相談員が常駐する会津地方振興局「女性就業援助相談コーナー」や子育て中の女性が相談しやすい環境を整えたハローワーク「マザーズコーナー」を紹介するなど、関係団体と連携し、女性の求職活動を支援するとともに、職業訓練機関が実施する職業訓練制度の周知を図り、女性のスキルアップと再就職を支援した。	0	○関係機関と連携し支援できた。	○引き続き関係機関と連携し、周知・広報に努めていく。	商工課

18	農家における家族経営協定の推進と女性農業者の起業支援	■家族経営協定の締結	○農業者の農業経営改善計画申請時に、家族経営協定の周知を図るとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員による農業者年金の政策加入推進活動等により、新規締結を推進した。 ・家族経営協定 累計 74件	0	○農業経営改善計画申請および更新時に、家族経営協定の周知を図っており、件数の増加にまでは至らなかったものの、昨年度と同じ件数を維持することが出来た。	○今後も引き続き、既存の運用等により新規締結を推進する。	農業委員会
		■女性農業者への支援事業の開催（きらめきあいづ女性農業者支援事業等）	○女性農業者を含む6次産業化に取り組む農業者等を対象に、具体的な商品づくりや販売活動へ繋げることを目的にセミナーやイベントでのチャレンジ販売を実施した。 ▼セミナー ・題目 『6次化を失敗しないためにー商品開発のコツー』 ・開催日 R6.3.13 ・参加者 20名 ▼チャレンジ販売 ・回数 4回 ・開催日 ①R5.10.28 ②R5.11.3, R5.11.4 ③R5.11.11 ④R5.12.9 ・実施場所 ①③④郡山市 ②会津若松市 ・参加者 ①③各2名。②④1名。 延べ4名。	37	○セミナーについては、会津地域経済循環推進協議会（商工課）と共催で開催した。6次化商品の開発はどうしても「作る」ことに重点を置く傾向があるため、先にターゲット設定を行う重要性について学ぶ機会を提供できた。	○アンケートで頂いた意見を参考にしながら、今後も実践的な内容になるように次年度のテーマを検討し、継続していく。	農政課

主要施策（7）男性にとっての男女共同参画の推進

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
19	家事・育児等の講座の開催	■講座の開催	【料理教室】 ○全世代を対象としたSDG's講座「私のサラダ～SDGsを自分ごとに～」の中で、小学生と保護者を対象とし、会津伝統野菜を使った親子エコクッキング教室（調理体験）を実施した。 ・開催日：7/23（全4回中の1回） ・参加者数：8名 ○小学4～6年生を対象とした少年教室「みなこ一夢広場」の中で、クリスマスアイシングクッキーデコレーションの調理体験を実施した。 ・開催日：12/1（全6回中の1回） ・参加者数：3名 ○「ふれあうよろずカフェ」において実施予定されていた「新年そば会」は、南公民館が接続する合併浄化槽故障の影響により中止した。	18	○小学生と保護者を対象としたことで、家庭内で食育やSDGsについて考える機会を提供できた。 （男性保護者の参加：1組） ○児童は初めての体験だったが、自分で考えてクリスマスのラッピングや絵馬などの作品を完成させた。	○男性も含めた幅広い年代層の方々に、SDGsや会津伝統野菜（在来種）の承継の重要性といった啓発を図っていく。 ○今後も調理体験の事業を予定していく。	南公民館
		■講座の開催	「わらべ塾」 ①内容：小学生を対象に、軽スポーツ、街探検、絵画表現、食育、凧作り、国際交流等の学習・体験活動を実施した。 ②開催数：5月～12月のうち全7回 ③参加人数：受講者数13名、延べ58名	45	○集団行動や共同作業を通して、性別に関わらず協力して取り組むことの大切さを学習する機会を提供することができた。	○慣習とされてきた男女の役割ではなく、年齢や得意分野等に応じて役割分担することの大切さを子どもたちが体感する必要がある。 ○講座の開催を通して、性別に関わらず協力することの重要性を学ぶ機会を提供していく。	大戸公民館

		■講座の開催 ○週末親子チャレンジ（ねらい） 親子がふれあいながら参加できる多彩な体験活動を通して、人とのかかわりの大切さを学ぶ機会を提供する。 （内容） 防災教室、工場見学、菓子作り、レクリエーション、そば打ち体験、しめ縄づくりの講座を開催した。 ○実施回数 5回（6月～12月） ○受講者 親子12組30名（延べ84名） ※うち父親参加4組	85	○平日就労している保護者が参加しやすいよう、土曜日に講座を開催した。 講座内容に、料理教室（そば打ち・菓子づくり）や伝統工芸製作体験を取り入れ、親子で一緒に協力し楽しみながら実践することにより、男性の家事や育児への参加意識の醸成やスキルの習得につながる機会を提供することができた。	○今後も講座の中に料理や伝統工芸品製作体験等を取り入れ、男性が家事や育児の大切さや楽しさを実感できるような機会を提供していく。	北公民館
		■講座の開催 ○子育て支援センターで20回の育児講座を開催、のべ264組の親子が参加した。うち、父親の参加は、のべ19名だった。	66	○父親も参加しやすいよう土曜日も開催した。 ○内容によっては、定員を超える申し込みがあった。	○在所児の保護者を対象とした講座も再開し、子育てに関する情報を発信していく。	こども保育課 （中央保育所）
		■保育参観の開催 ○3歳以上児クラスは、保育所での生活の様子を知って成長を実感したり、製作などで親子一緒に楽しい時間を過ごしてもらう事を目的に7月の土曜日に実施。 3クラスで47名の保護者が参加。うち、父親の参加は13名だった。 ○0、1、2歳児クラスは、保育所での生活習慣の援助のあり方や遊びを知ってもらうことで家庭生活に活かしてもらう事を目的に、11月に実施。 延べ35名の保護者の参加があり、そのうち8名が、父親の参加だった。	-	○保護者も参観の機会を喜んでおり3歳以上児クラスは、土曜日の開催ということで、父親の参加も多かった。 ○0、1、2歳児クラスは、保育士体験の内容だったため父親にも良い育児体験の場となり好評だった。	○引き続き父親の参加がしやすいよう土曜日開催など日程を考慮する。 ○特に、0、1、2歳児クラスでは、父親の育児参加につながるような体験の機会を設けていく。	こども保育課 （中央保育所）
20	セミナーの開催や情報提供	■男性の意識向上や理解促進につながるセミナーの開催 ○「企業戦略・地域戦略として ゼロから学ぶ働き方改革セミナー」を実施。 ・日時：令和5年6月22日（木）15：00～ ・場所：會津稽古堂（多目的ホール） ・会場受講者：16名、オンライン受講者：25名	-	○参加者からは、「多様な事例や効果を示していただき、社会全体にこの働き方改革が浸透していくことの必要性を実感しました」「うまくいくだろうかと構えてしまいがちだが、トライ＆エラーでとの講師の言葉でまずは初めの一步を踏み出すことが大事であると思いました」などの感想があり、必要性を理解することで、働き方改革に対し、意欲的に取り組もうとする方が増えている様子が見えた。	○より多く方に聴講してもらうため、セミナーを聞く機会のみでなく、個別相談にも応じる事後相談会の機会を設けたが、利用する事業所は一つもいなかった。 ○これから性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組もうとする事業者に対する効果的な支援を、今後も研究していく。	協働・男女参画室

重点目標 4	政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
主要施策（8）政策・方針決定過程における女性の参画の促進	

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
21	審議会等への女性の参画促進	■女性委員拡大に向けた関係機関への働きかけ	○毎年度、各所属に対し附属機関の実態調査を実施するとともに、対内文等での周知を通し、「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」に沿った適正な運営に努めながら、「会津若松市女性人材リスト（協働・男女参画室作成）」の活用を呼びかけるなど女性委員の登用に努めた。 ○審議会等における女性委員の割合（各行政委員会・広域除く。） R5.4.1現在29.6%（※全委員数368名中の女性委員数：109名）	0	○各所属に対し附属機関の実態調査を実施するとともに、対内文等での周知を通し、「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」に沿った適正な運営に努めながら、「会津若松市女性人材リスト（協働・男女参画室作成）」の活用を呼びかけることにより、年々女性委員数は増加している。	○対内文等での周知を通し、「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」に沿った適正な運営に努めながら、「会津若松市女性人材リスト（協働・男女参画室作成）」の活用を呼びかけることにより、年々女性委員数は増加しているが目標30%には届いていないことから、引き続き対内文等による周知を継続していく。	人事課
22	女性人材リストの活用促進	■女性人材リストの整備、女性人材リスト登録者情報について関係課への情報提供の実施	○女性人材情報を把握・蓄積し、審議会委員等に積極的に情報活用することで、女性登用の促進を図った。 【女性人材リスト】 ○市政だより、ホームページにて登録者の募集を行った。 ○「働き女子のためのワーク・ライフデザイン講座」において、人材リスト登録の呼びかけを行った。 ○リスト登録者に対し、審議会委員募集やタウンミーティング等事業の案内を積極的に周知した。 ○令和5年度末時点登録者：28名（うち令和5年度新規1名） ○令和5年度の活用状況 4件	0	○審議会委員等の人選の際に、リストを活用することができた。 ○「働き女子のためのワーク・ライフデザイン講座」受講者へ人材リスト登録の呼びかけを行ったほか、リスト登録者に市主催タウンミーティングを案内することで、市政への関心を促すことができた。	○希望する分野での活動につながらなかったこと等を理由に登録を辞退する方もいたことから、引き続き様々な分野への女性人材の参画につながるよう、リストの活用について全庁に働きかけていく必要がある。 ○リスト登録者の交流会のような機会を設け、情報交換等を行うことで、更に市政に参加していこうとする機運の醸成を検討していく。	協働・男女参画室

主要施策（9）女性の人材育成の推進

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
23	女性の人材育成のための講座の開催	■講座の開催	○政策・方針決定の過程に参画できる人材の育成のため、また参画機会の創出のため、女性のエンパワーメント講座を行った。 【働き女子のためのワーク・ライフデザイン講座】 ○講座回数：全6回 ○受講者数：延べ41名 ○内容： 第1回 「オリエンテーション/ワーク・ライフデザインワークショップ『モヤモヤを吐き出そう！』」 第2回 「自分の強みを知り、なりたい自分を見つけよう」 第3回 「働き女子のためのタイムマネジメント講座」 第4回 「問題発見・解決に役立つデザイン思考のベーシック」 第5回 「地域の女性のロールモデルに学ぶ『自分らしく働く』ということ」 第6回 ワークショップ「これからのワーク・ライフビジョンを描こう/参加者交流会」	124	○令和5年度は働いている女性をメインターゲットとし、職場や家庭、地域等で女性の活躍の場を広げていくための実用的な知識やスキルを身につける内容とし、受講者満足度100%を達成することができた。 ○受講者へ「女性人材リスト」への登録を呼びかけ、市政への関心を促すことができた。	○地域の女性の多様なニーズを踏まえた上で、より満足度の高い内容となるよう、講座内容のさらなる充実に努める。	協働・男女参画室
		■講座の開催	【アクションレディース】（ねらい） 社会情勢の変化に対応した女性の生き方を学び、相互研修により生活能力の幅を広げる。 （内容） 移動学習、酵素は偉大な働き手、相続と遺言、防災炊飯とキャンドル作り、会津唐人だこ作り、くらしの中の書、本物のだしで減塩お味噌汁などの講座を開催した。 ○実施回数 8回（5月～12月） ○受講者数 10名（延べ48名）		○地域の歴史や文化、防災等の社会情勢を取り入れた内容の講座を開催し、学習中に感想や発言の場を設定することで、様々な場面に積極的に参加できる能力として必要な、コミュニケーション能力や生活改善能力の向上、社会に対する視野の幅を広げ、主体的に学び、考える力を身につける機会を提供することができた。	○女性限定の講座で、様々な内容を取り入れてきたが、次年度以降はより豊かな日常生活と交流につながる講座となるよう検討する。	

重点目標 5	地域活動における男女共同参画の環境づくり
主要施策（10）地域活動における推進	

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
24	地域活動への参画促進	■男性向け講座の開催	○実施なし	-	-	-	東公民館
25	災害時における男女双方の視点の反映	■女性が参加しやすいよう配慮した避難所運営	○避難所運営に女性がより積極的に参加できるよう、防災計画の修正において女性の意見等を求めるため、防災会議委員の参加促進に注力した。	-	○防災会議においては、避難所運営に係る女性ならではの視点での意見・提言等が寄せられ、議論が活性化した。	○避難所運営マニュアルにおいて設置を想定している避難所運営委員会において、女性が参画しやすい環境をどう具体的に整備していくかが課題。	危機管理課
		■女性や高齢者、乳幼児、要援護者等が必要とする物資の備蓄や施設のユニバーサルデザイン化	○指定避難所となる小中学校へ毛布・簡易トイレ等の備蓄の整備や感染症対策としてパーティション・段ボールベッドの整備を行った。	2,206	○指定避難所となる小中学校へ毛布・簡易トイレ等の備蓄の整備を行った。	○災害用備蓄品として食料品（米、パン、ミルク）の整備を進める。	危機管理課
26	防災分野における女性の参画促進	■女性委員拡大に向けた関係機関への働きかけ	○防災会議委員の委嘱にあたり、女性関係団体に対し新たに参画を要請。 ○令和6年3月12日に防災会議を開催し、市職員1人の他、各種団体7人の女性委員を委嘱し、合計8人の構成（前年度比2人増）となった。 ○防災計画の修正にあたり、事前に女性団体より8件の意見・提言が寄せられ、当日も避難所運営における女性のトイレ問題についての発言があった。	-	○女性ならではの視点での意見・提言等が寄せられ、議論が活性化した。	○防災計画が多様な課題を捉えた内容となるよう、女性委員により積極的に発言いただくことが課題。 ○次期委員選出時においては、防災会議委員の女性構成比30%を目指す。	危機管理課

主要施策（１１）推進活動への支援

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
27	男女共同参画推進活動に係るネットワークの充実	■加入団体が主体となり「男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議」を開催する等、男女共同参画推進活動に係るネットワークの充実を図る	○男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体会議を開催し、情報の共有及び団体間のコミュニケーションを図った。 ・開催：４回 (5/24, 7/26, 10/18, 1/24) ◆「令和４年度 男女共同参画に関する意識調査から私たちにできること」 ◆「言葉遣いから始める男女共同参画」 ◆「第２回の講演内容を所属団体に持ち帰ってからの感想や意見について」「ネットワーク加入団体会議企画の意識啓発について」 ◆「『（仮称）女性議員のみなさんの話を聞く会』開催について」 ○市ホームページにおいてネットワーク会議を紹介し、周知・PRを図りながら加入を呼びかけた。 ○年度末登録状況：市民団体14団体	-	○情報交換を図るとともに、ネットワーク加入団体間の情報共有・コミュニケーションを図ることができた。また、情報提供により、イベントの参加促進とともに団体活動の活性化を図ることができた。 ○また、活動を重ねながら男女共同参画意識啓発への意欲が高まり、主体的なイベント企画の立案を検討している。	○今後ともより良いネットワークを継続していくとともに、「男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金」の活用と周知を更に図っていく。	協働・男女参画室
28	男女共同参画推進活動への支援	■男女共同参画社会づくりのため、市民団体や個人に対して補助金（男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金）を交付	○「男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金」の交付 【研修参加事業補助】 (3件 計19,000円) ○「ふくしま女性活躍推進シンポジウム2023-意思決定プロセスへの女性参画をめざして-」への参加（2団体6名） ○「福島県男女共生のつどい『あなたらしく私らしく希望あふれる未来に向かって～多様性が尊重される共生社会～』」への参加（1団体4名） 【研修・啓発活動開催事業補助】 (1件 計15,000円) ○「SDGsとジェンダー平等 講演会」の開催（1団体）	34	○市民団体が行う男女共同参画社会づくり推進活動に寄与することができ、学習会や会議等への研修参加、講演会の開催などを促進することができた。	○情報メール配信サービスに、研修会や講演のお知らせと共に補助金の内容も併記するなど、周知の工夫を検討していく。	協働・男女参画室

基本目標Ⅲ	人権が侵害されることのない社会環境づくり
重点目標 6	暴力による人権侵害のない社会環境づくり

主要施策（１２）ＤＶ防止に向けた意識啓発

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
29	市民への啓発活動の実施	■ＤＶ相談窓口周知のための広報物の配布及び公共施設等への設置、市政だよりにＤＶに関する啓発記事を掲載	○国作成の広報物の配置を行い、周知に努めた。 ○ＤＶに関する啓発記事を市政だより11月号に掲載した。	0	○啓発活動の継続に伴い、相談が寄せられている。相談しやすい環境づくりが推進されている。	○様々な広報物を活用しながら引き続き相談窓口の周知や、ＤＶ防止に向けた啓発活動を実施していく。	こども家庭課
		■ＤＶ防止キャンペーンの実施、ＤＶ防止講演会の実施、啓発ポスター等の掲示	○11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、キャンペーンを実施し、啓発グッズの配布・啓発活動（旗・チラシの掲示）を行った。 ○11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、ＤＶ防止啓発を図るため、鶴ヶ城と竹田総合病院及び東北電力会津若松支社へライトアップの協力依頼を実施。シンボルカラーであるパープル系にライトアップされた。 ○ＤＶ防止講演会を開催し、ＤＶ防止のための意識啓発を図った。 ・開催日：11月21日（火） ・参加者：52名 ・「DVと暴力にさらされる子どもたち～暴力の影響を知る～」（講師：荻野茂子氏）	300	○「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、施設ライトアップ等を実施することで、市内における意識啓発を図ることができた。 ○毎年、講師を招いて講演会を実施している。参加者からも好評をいただいております、ＤＶ防止に対する意識や理解を深めることができている。	○今後もＤＶ防止キャンペーンや講演会等を通してＤＶ防止の啓発活動を実施していく。 ○講演会については、アンケート結果を参考にしながら、より多くの方に参加していただけるよう、多様な視点からＤＶ防止について考えられるような内容での開催に向け、今後も引き続き検討していく。	こども家庭課

主要施策（１３）相談・支援体制の充実

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
30	女性福祉相談の実施	■女性福祉相談室の設置、相談窓口の周知、パンフレット作成・周知	○女性福祉相談室においてDV、離婚、その他男女間のトラブル等、女性の抱える問題についての相談を受け、自立のための支援を行った。 ○市政だより掲載やパンフレットの配置による相談窓口の周知に努めた。	6,462	○女性福祉相談室の周知も進み、相談が寄せられている。 ○関係機関と連携を図りながら、適切な対応・支援を実施している。 ○多岐にわたる相談内容に対応できるよう相談員も研修会に参加する等、支援者のスキルアップも図られている。	○引き続き、相談員のスキルアップを図りながら、女性の抱える様々な問題について相談を受け、適切な支援を行っていく。 ○相談窓口の周知も継続し、女性が相談しやすい環境をつくり、女性の社会生活を支援していく。	こども家庭課
31	各種相談の実施	■無料法律相談の開催、各種団体の協力による専門相談会の開催	○消費生活相談 消費生活センターを設置し、専門の相談員が様々な消費生活に関するトラブルの相談に応じた。 相談員：2名 相談時間：8：30～17：00	570	○消費者を取り巻く状況は日々変化しており、複雑多様化する消費者トラブルに的確に対応するため、相談員の専門的知識の習得等に努めた。	○市民の身近な相談先として、今後も継続実施していく。	環境生活課
			○無料法律相談 県弁護士会会津若松支部に依頼し実施。年12回、相談1回の定員は12名。	660	○健康福祉部各課等と連携しながら、會津稽古堂での相談を実施し、市民の不安解消につなげるよう努めた。	○市民の身近な相談先として、今後も継続実施していく。	環境生活課
			○特設人権相談 若松人権擁護委員協議会の協力により実施。年5回（7会場）。	0	○會津稽古堂等での相談を実施し、市民の不安解消につなげるよう努めた。	○市民の身近な相談先として、今後も継続実施していく。	環境生活課
			○行政相談 総務大臣委嘱行政相談委員の協力により実施（旧若松、北会津、河東の各地域で年6回）。	0	○會津稽古堂等での相談を実施し、市民の不安解消につなげるよう努めた。	○市民の身近な相談先として、今後も継続実施していく。	環境生活課
			○登記相談・宅地建物相談 県司法書士会・県土地家屋調査士会・県宅地建物取引業協会の協力により実施。 ・登記相談 年12回、相談1回の定員は各16名 ・宅地建物相談 年6回	0	○會津稽古堂での相談を実施し、市民の不安解消につなげるよう努めた。	○市民の身近な相談先として、今後も継続実施していく。	環境生活課
			○司法書士無料法律相談 県司法書士会の協力により実施。年12回。	0	○會津稽古堂での相談を実施し、市民の不安解消につなげるよう努めた。	○市民の身近な相談先として、今後も継続実施していく。	環境生活課
			○行政書士・社会保険労務士相談 県行政書士会・県社会保険労務士会の協力により実施。それぞれ年6回。	0	○會津稽古堂での相談を実施し、市民の不安解消につなげるよう努めた。	○市民の身近な相談先として、今後も継続実施していく。	環境生活課
			○無料公証相談 主催団体の意向により、令和2年度以降は會津若松公証役場での無料相談に一本化し、市の定期開催を廃止とした。	0	○公証役場が行う無料公証相談を市民が利用できるよう申込・問合先を市政だより等に掲載した。	（市の定期開催を廃止済）	環境生活課

計画の推進に向けて	(1) 市役所の役割
-----------	------------

①市役所における男女がともに働きやすい職場環境整備

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
32	ワーク・ライフ・バランスの推進	■時間外勤務削減に向けた管理の強化（ノー残業デーの徹底）	○毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、緊急・非常時等やむを得ない場合を除いて時間外勤務命令をしないこととする取組を行った。	0	○ノー残業デーに定時退庁することにより、健康維持やワーク・ライフバランスの実現を促した。	○ノー残業デーが形骸化しないよう周知方法やノー残業デーの時間外勤務の手続き（事前協議書）について検討していく。 ○また「マイ・ノー残業デー」（ノー残業デーの曜日を各自指定するもの）についても検討を行う。	人事課
		■時間外勤務削減に向けた意識改革（時間外勤務状況の所属長通知、若手職員を対象としたタイムマネジメント研修の開催）	○部署単位で時間外勤務の上限を指定し、上限が遵守されるよう適正管理に努めながら、時間外勤務の適正化及び時間外勤務縮減の推進に取り組んだ。 ○働き方改革の取組として、 ・環境生活課環境グループ ・環境生活課住民自治グループ ・健康福祉部管理職 ・健康福祉部地域福祉課地域福祉グループ ・教育委員会あいづっこ育成推進室 ・上下水道局総務課総務グループ をモデル職場に選定し、外部事業者からのコンサルティングを受けながら、各職場においてそれぞれの課題解決に取り組む業務改革を進めた。 ・委託事業者：株式会社ワーク・ライフバランス ○管理監督職を対象として、働き方改革の考え方や具体的な推進手法等について学ぶことを目的に、3回の連続研修として、働き方改革実践マネジメント研修を実施した。 ・受講者：庁内10職場の管理監督職 ・講師：株式会社ワーク・ライフバランス講師 二瓶美紀子氏、風間正彦氏、三山蘭子氏 ○若手職員等を対象として、タイムマネジメントのポイントを学び、勤務時間内の生産性の向上を図ることを目的とするタイムマネジメント研修を実施した。 ・受講者：採用後5年目職員 計22名（男性12名、女性10名） ・講師：株式会社ワーク・ライフバランス講師 二瓶美紀子氏、風間正彦氏、三山蘭子氏	11,735	○時間外勤務の適正化及び縮減については、管理職に対する働きかけによって各職場における時間外勤務に対する意識の啓発が図られた。 ○働き方改革の推進による業務効率化や若手職員を対象としたタイムマネジメント研修等によって、庁内における事務効率化に向けた意識改革が図られた。	○時間外勤務を縮減するだけでなく、特定の職員に時間外勤務が偏らないようにするため、職場における業務の属人化を解消し、グループとして業務を推進する体制を整備する必要がある。	人事課

33	育児休業等 を取得しやすい環境の 整備	■育児休業等の制度の情報提供、育児休業等取得しやすい雰囲気 の醸成	○「子育て・女性活躍推進に関する会津若松市特定事業主行動計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、さらなる男性職員の育児休業等取得等の向上に向けた取組の見直しを行うとともに、新たな計画の円滑な遂行に向けた全庁宛の情報提供を図った。 ○育児休業を取得した男性職員の取得事例を作成し、庁内へ情報提供を行った。 ※市の男性職員の育児休暇取得率（当該年度に新たに取得可能となった（子供が生まれた）男性職員の取得率） ・R5 66.7%（12/18人） 平均取得日 110日 ※参考：女性100% ※令和5年度の男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率（当該年度に新たに取得可能となった（子供が生まれた）男性職員の取得率） ・配偶者の出産休暇 77.8%（14人/18人） ・育児参加休暇 72.2%（13人/18人）	0	○男性職員の育児休業取得率が増加しており、育児休業を取得しやすい雰囲気が醸成されてきている。	○職員本人又は配偶者が出産予定であることを事前に把握できるよう、所属長や人事課への報告方法について手順を決めて、周知を図っていく。	人事課
		■育児休業に伴う任期付職員及び臨時的任用制度の活用	○産前・産後休暇において代替職員を配置し、育児休業の状況に応じて、任期付職員制度の活用を図った。	0	○産前・産後休暇及び育児休業の取得期間に事務補助員や育休任期付職員等を配置することにより、育児休業を取得しやすい環境整備を行った。	○男性職員の育児休暇取得者が増加していることもあり、育休任期付職員を必要な人数確保することが課題となっている。	人事課
		■育児休業後の円滑な職場復帰の支援（各職場において、育休中の職場情報の提供や復帰後の研修による支	○各所属において支援がなされるよう、所属長への通知を通じ、所属長の役割として、育児休業中の職員に対し、職場復帰に向けて必要な情報や職場状況に関する情報の提供を行った。	0	○所属長に情報提供することにより、職員の円滑な職場復帰の支援を行った。	○今後も継続して情報提供を行っていくと共に、Logoチャットの活用等、情報提供や支援の方法について引き続き検討していく。	人事課

34	ハラスメントの発生防止	■セクハラ防止管理職研修会の開催	○新任管理職・主幹・副主幹を対象に、セクハラ・パワハラの基本的な理解や未然防止、ハラスメントにならない指導の仕方を学ぶことを目的として、セクハラ・パワハラ防止研修を実施した。 ・受講者：管理職 35名（男性29名、女性6名） ・講師：職場のハラスメント研究所 金子 雅臣氏 ・内容（2時間） 生き活きと働ける職場環境づくり～ハラスメントについて知る～ ①最近のパワハラ・セクハラに関する国の動き（法改正等） ②パワハラ・セクハラの事例 ③ハラスメントにならないための指導	132	○管理監督職に対する研修により、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等についての理解やハラスメント防止について意識啓発が図られた。	○ハラスメントについては、セクハラだけでなく、パワハラ、マタハラなど様々な形態があり、定義自体が広がってきており、全般的なとらえ方の中で個別のケースに柔軟に対応できる取組が必要となってきた。そのため、これまでのセクハラ・パワハラに限定することなく、幅広く対応できるよう、研修内容の充実を図っていく。	人事課
		■ハラスメントの防止の意識啓発、ハラスメント相談窓口での対応	○令和4年に制定した「会津若松市職員のハラスメントの防止に関する規程」に基づき、ハラスメント相談員、ハラスメント相談窓口を設置しており、随時相談等に応じた。 ○依命通達等において、ハラスメントの防止について注意喚起を行った。	0	○ハラスメントの防止に関する規程の内容を分かりやすくまとめ手引きを周知し市内への意識啓発を進めたことで、ハラスメント相談員や相談窓口に対する認知が広がり、相談しやすい土壌が形成されてきた。	○より良い職場環境を醸成していくため、策定した規程に基づき取組を進めていく。 ○パンフレットによる周知や研修等を通じた意識啓発に努めるとともに、相談窓口においては、職員に寄り添いながら、相談と問題解決に努めていく。	人事課

35	庁内における男女がともに働きやすい環境整備等の推進	■状況把握のため、アンケート調査等の定期的な実施	○働き方改革に関するアセスメントとして、職員個人の働き方の現状や職場内の業務推進状況等について聞くアンケート調査を実施した。 ・対象：会計年度任用職員を除く全職員 ・回答数：387人	0	○毎年、働き方改革に関するアセスメントとして庁内アンケートを実施しており、職員の働き方に関する状況を把握している。	○職員が働きやすい環境を整備できるよう、庁内アンケートの結果を参考にしながら働き方改革を推進していく。	人事課
		■「男女共同参画推進員」を各所属に設置し、全庁的に男女共同参画の施策や取り組みを推進	○研修会では、推進員一人ひとりが男女共同参画について見識を深めるとともに、令和5年度は第6次会津若松市男女共同参画推進プラン策定年度であったことから、男女共同参画に関する意識調査の分析結果や策定における予定などを共有することができた。 ・実施日：4月28日 ・受講者：男女共同参画推進員58名のうち45名出席 ・研修内容： ①男女共同参画について ②第5次市男女共同参画推進プランについて ③男女共同参画推進員の役割について ④令和4年度 男女共同参画に関する意識調査について ⑤「（仮称）第6次市男女共同参画推進プラン」策定における令和5年度推進員の皆様へのお願いについて	0	○各所属において男女共同参画の視点が反映されるような意識づくりにつながった。 ○市として男女共同参画推進に取り組むためには、各所属それぞれが主体的に各施策へ男女共同参画の視点を反映させることが重要であり、この重要性が伝えられる効果的な研修会となった。	○今後とも、テーマや内容など視点を変えながら、研修会を実施し、市民サービスの向上につなげていく。	協働・男女参画室

②市役所における女性職員登用促進

No.	具体的施策	事業内容	R5年度の事業報告				担当課
			事業内容の詳細	決算額 (千円)	評価（成果）	課題・今後の方向性	
36	女性職員登用の促進	■固定的な性別役割分担意識の解消、男女の区別なく能力や資質、意欲に基づく適材適所の配置管理の実施	【管理監督者への女性登用の促進】 ○副主幹職以上女性割合 目標18% R5.4 57名/301名=18.9% 《参考》 ○市職員全体の中での女性職員の割合 ※任期付職員、短時間勤務職員、臨時職員等を除く ・R5.4 307名/929名=33.0%	0	○管理監督職への女性登用については、微増傾向にあり少しずつ進展している。	○職員の中には、管理監督職になることを望まない職員も一定数いるため、そうした職員に対してキャリアを描くための働きかけが必要になる。	人事課
		■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進に向けた職場環境の改善	○新規採用職員（後期）研修において、男女共同参画及びワークライフバランスに関する研修を実施した。 ・受講者：令和5年度新規採用職員25名（男性16名、女性9名） ・講師：企画調整課協働・男女参画室職員、人事課 職員 ・内容： ①男女共同参画社会・男女共同参画推進プランの概要（40分） ②ワークライフバランスと働き方改革（60分）	0	○研修実施により、新規採用職員に対し、男女共同参画及びワークライフバランスについての意識啓発が図られた。	○男女共同参画の意義を学ぶことは、仕事に限らず人生においても重要である。また、仕事と生活の調和を図ること、いわゆるワークライフバランスの推進は、職員の心身の健康にもつながり、結果して仕事と生活の充実が図られるものと認識する。そのため今後も、研修の機会を重ね、職員の意識啓発を図っていく。	人事課
		■若手職員を対象とした男女共同参画、キャリアデザイン等の研修の開催	○令和5年度は実施なし ※自治研修センターにおける階層別研修内で実施	0	○自治研修センターにおける階層別研修により、若手職員への男女共同参画、キャリアデザイン等の意識啓発が図られた。	○引き続き、自治研修センターへの派遣も含め、若手職員への男女共同参画、キャリアデザイン等の研修の機会を確保していく。	人事課

2. 会津若松市男女共同参画推進条例に基づく事業

機関名	内 容	決算額（千円）
会津若松市男女共同参画審議会	○委員：10名（学識経験者 6名・一般公募4名） （現任委員の任期 令和4年11月6日から令和6年11月5日） ○審議会開催：3回（令和5年11月14日、令和5年12月18日、令和6年1月9日） ○諮問事項：・第6次会津若松市男女共同参画推進プラン（案）について ○審議事項：・「男女平等に関する作文コンクール」の審査 ・「男女共同参画推進事業者表彰」の審査	154
会津若松市男女共同参画苦情処理委員会	○委員：3名（弁護士1名・有識者2名） （現任委員の任期 令和4年5月14日から令和6年5月13日） ○苦情処理委員会開催：0回 ○苦情申出件数：0件	0